奨励金交付までの流れ

事業者	近江八幡市
事前相談	**事前確認**
指定の申請（別記様式第1号 他） ※建築確認を受けた日から工事着工・設備導入までに申請すること。 ※土地取得から3年以上経過している場合は、当該土地の取得額は投下固定資産総額には含められない。	**審査**（企業立地審査会） **指定の通知**
工事着工、設備導入など ※指定の通知を受けてから着手すること。	
立地完了届（別記様式第10号 他）	
事業開始届（別記様式第11号 他）	
1年	
奨励金の交付申請（別記様式第6号 他） ・立地促進奨励金 ・雇用促進奨励金（1回目） ※事業を開始した月の1年後から60日以内に申請すること。	**審査**（企業立地審査会） **交付決定** ※必要に応じて、現地確認を行うことがある。
奨励金の請求（別記様式第9号 他） ・立地促進奨励金（1回目分） ・雇用促進奨励金（1回目分）	**奨励金の交付**
1年後	
奨励金の交付申請（別記様式第6号 他） ・雇用促進奨励金（2回目分）のみ ※前回の奨励金の申請日の1年後から30日以内に申請すること。	**交付決定**
奨励金の請求（別記様式第9号 他） ・立地促進奨励金（2回目分） ・雇用促進奨励金（2回目分）	**奨励金の交付**
3回目以降も同様	